

税と介護保険のページ

固定資産税やその他の税、介護保険などの情報をまとめてお知らせします

固定資産税の納税通知書を発送しています 家屋や土地を所有する皆さんへ

固定資産税とは、毎年1月1日(賦課期日)現在に土地・家屋・償却資産といった固定資産を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算出される税額をその固定資産の所在する市町村へ納める税金のことをいいます。

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行い、市長がその価格を決定します。

固定資産税課税明細書(見本)

固定資産税課税明細書の 内容確認を

現在送付している固定資産税の納税通知書には、土地・家屋の課税明細書が同封されています。

課税明細書にある各物件の備考欄には、「住宅用地の特例」「新築住宅の軽減」「新築住宅の軽減(適用最終年)」「登記簿上の所有者」「公益減免」の情報が記載されていますので、ご確認をお願いします。

土地・家屋価格等縦覧 帳簿を閲覧できます

土地・家屋価格等縦覧帳簿には、土地の地目、地積、評価額などや家屋の種類、構造、床面積、評価額などが記載されています。

土地・家屋の評価額を比較し、自らの土地・家屋の評価

額が適正かどうか確認するために、4月1日から第1期の納期限までの期間、縦覧することができま。

縦覧ができる人は、瀬戸内市に所在する土地・家屋の固定資産税の納税者本人に限ります。縦覧に当たっては運転免許証や健康保険証など本人の確認ができるものをお持ちください。

なお、代理人の場合は、委任状と代理人の本人確認ができる書類が必要です。

土地・家屋の価格に対する不服(審査)申出期間は、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日です。

▽縦覧期間 4月1日(金)～5月2日(月)
午前8時30分～午後5時15分
※平日のみです。

▽縦覧場所

瀬戸内市役所税務課
※閲覧(自分の資産のみを見ること)は、各支所・出張所でも行っています。

■問い合わせ先 税務課

☎0869・22・1181

固定資産税Q&A

- Q. 地価が下がっているのに税額が上がるのは?
- 地価の下落によって土地の評価額が下がっているのに、税額が上がるのはなぜ?
- A. 負担水準の適正化を図ったためです
- 負担水準が低いことによって起こっています。負担水準とは、土地の評価額に対して、税負担となる課税標準額の占める割合です。地域や土地による負担水準のばらつきを狭めていく制度です。負担水準が高い土地は、税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方で、負担水準の低い土地については、引き上げていく仕組みになっています。
- Q. 新築住宅の税額が急に高くなったのですが?
- 新築住宅を建てて、4年目になります。固定資産税額が急に高くなりました。どうしてですか?
- A. 軽減適用期間の終了によるものです。
- 新築の住宅で一定の要件に該当するときは、新たに固定資産税が課税されることになった年度から3年間に限り、120平方メートルまでの面積の税額が2分の1に軽減されます。税額が高くなったのは、軽減適用期間が終了したことにより本来の税額になったためです。

みなで支え合ってまちづくり その他の税や介護保険などのお知らせ

減免します

障害のある人の軽自動車税

身体に障害のある人や重度の精神障害のある人が所有している軽自動車は、一定の条件により、申請によって、1人1台に限り軽自動車税が減免されます。

ただし、4月1日現在で満18歳未満の身体に障害のある人、または精神に障害がある人は、その人と生計を同じくする人が所有する軽自動車も対象となります。

なお、普通車の減免を受けている人は軽自動車税の減免を受けることはできません。

軽自動車税の減免を希望する人は、印鑑、障害者手帳、運転する人の運転免許証を持参の上、税務課、各支所または出張所で減免申請をしてください。申請書はそれぞれの場所に準備しています。

変わります

協会けんぽの健康保険料率

協会けんぽとは、中小企業などで働く従業員とその家族が加入する健康保険のことです。この保険料率は、毎事業年度、都道府県ごとに地域の医療費を反映し、算定します。

平成23年3月分(4月納付分)から岡山支部の健康保険料率は、現行の9.38%から9.55%に変わります(任意継続被保険者は、平成23年4月分保険料から変更)。

お知らせします

介護保険料の基準額と納付月

平成21～23年度における65歳以上の人の介護保険料基準額は、年額55,200円(月額4,600円)です。

保険料は、前年の所得が確定するまでの間を仮算定(仮徴収)期間とし、前年度の保険料を基に算定します。

前年の所得が6月に確定した後、年間保険料を決定し、仮算定(仮徴収)期間の保険料を差し引いた額を納めることとなります。納付月などは次のとおりです。

【普通徴収】(納付書、口座振替を利用の人)
4月に仮算定納付通知書が

届きます(納期限5月2日)。その後、6月に本算定納付通知書が届きますので、6、8、10、12、2月の納付月に納めてください。

【特別徴収】(年金から天引きの人)
前年度の2月分の保険料の額が仮徴収額として、4、6、8月分の年金から天引きされます。6月に本算定決定通知

■問い合わせ先 税務課

☎0869・22・1114

瀬戸内市介護保険料(年額)

所得段階	対象者	算式	保険料
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人	基準額×0.50	27,600円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.50	27,600円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階以外の人	基準額×0.75	41,400円
第4段階	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税者がいる、前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	49,600円
第5段階	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税者がいる、第4段階以外の人	基準額×1.00	55,200円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	69,000円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	基準額×1.50	82,800円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.60	88,300円

※合計所得金額とは、「収入金額」から「必要経費の相当額」を差し引いた額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除を行う前の金額です。